

令和3年3月19日(金) 判決の概要

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく判決】(水俣病)

(別紙1)

| 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 判決の概要 | 参 考 | | |
|--------|---------------|-----------|------------------|--|--------------------------------|------------|-------------------------------------|
| | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日 |
| 1 鹿児島県 | 愛知県豊橋市の男性 | 平成25.6.19 | 水俣病 認定 | <p>棄却 水俣病の認定については、昭和52年判断条件が示す症候の組合せがあれば水俣病と推認するが、症候の組合せが認められない場合でも、経験則に照らして総合的な検討を行い、個々の具体的な症候と原因物質との間に個別的な因果関係があると個別具体的に判断できれば水俣病と認定できると考える。この考え方に基づいて次のとおり判断する。</p> <p>請求人がメチル水銀に相当程度ばく露された可能性のある魚介類を喫食した期間は、メチル水銀を含む排水が水俣川河口付近に排出されるようになった昭和33年9月から請求人が他所に転出するまでの3年7か月程度の比較的短期間にとどまると考えられるうえ、請求人の家族に水俣病認定患者がいないことを併せ考慮すると、請求人のメチル水銀へのばく露の可能性は否定できないものの、ばく露があっても、その程度はかなり低いと認められる。</p> <p>請求人の個々の症候については、水俣病に典型的な症候は認められない。したがって、請求人には、昭和52年判断条件が示す「四肢末端ほど強い両側性感覚障害」と他の症候の組合せは認められないから、同判断条件に基づいて水俣病であると推認することはできない。</p> <p>そこで、経験則に照らして諸般の事情と関係資料を総合的に検討し、個々の具体的な症候と原因物質との間の個別的な因果関係の有無等に係る個別具体的な判断により水俣病と認定できるかどうかを検討する。請求人については、水俣病に典型的とされる症候を認めることができない上、頸椎の変形性脊椎症、骨棘形成、椎間孔の狭小化や糖尿病の影響の可能性は否定できない。これに、有機水銀へのばく露歴があっても、その程度はかなり低いことを総合すると、請求人が水俣病に罹患していると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分を相当とする。</p> | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。 | 平成20.4.18 | 平成25.2.25 平成25.3.28 平成25.5.29 |
| 2 鹿児島県 | 鹿児島県出水郡長島町の男性 | 平成28.5.2 | 水俣病 認定 | <p>棄却 請求人については、昭和35年3月までの間において有機水銀に対する相当程度のばく露があった可能性は否定することができない。一方、請求人は手足のしびれや関節の痛みを訴えるが、平成26年6月実施の神経内科検診における所見では、左右の上腕から手の指先までと下腿から足の指先までに表在感覚(触覚、痛覚、温覚)の低下がみられ、深部感覚のうちの振動覚に低下がみられるものの、深部感覚のうちの関節位置覚と圧痛覚は正常で、複合覚(Skinwriting、二点識別覚、立体覚)に異常はみられないこと、その3年前の平成23年5月実施の検診における所見では、左足の踝から指先までの足裏は正常であること、請求人の受診状況によれば、平成16年10月ごろに運動の後に出現するようになった右足のしびれを訴えて受診し、その後右手のしびれ、右膝の痛み、両手足のしびれを訴えるようになり、閉塞性動脈硬化症、頸椎性神経根症、左肘部管症候群、変形性膝関節症との診断を受け、治療を受けていること、請求人は、手足のしびれについて、夜寝ている時に出る手足が硬直したような状態だと述べていること等からすると、請求人の訴える手足のしびれや関節の痛みは、水俣病による感覚障害とは異なる訴えと考えられ、請求人にみられる感覚障害をもって、有機水銀に起因する感覚障害と判断することはできない。そして、請求人にはその他の水俣病の主要症候も認められないのであるから、請求人が水俣病にかかっていると認めることはできない。</p> <p>よって、原処分は相当である。</p> | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。 | 平成25.10.1 | 平成28.2.10 平成28.2.25 平成28.4.22 |

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（水俣病）（つづき）

（別紙1）つづき

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 裁判の概要 | 参 考 | | |
|---|------|-----------|-----------|------------------|---|--------------------------------|------------|------------------------------------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 異議申立年月日 異議申立に対する処分年月日 |
| 3 | 鹿児島県 | 東京都大田区の女性 | 平成30.5.5 | 水俣病 認定 | 却下 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分のあったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定する。ここで例外とされる「正当な理由」とは、請求人となるべき人に諸般の事情があることを考慮した上で原則1月との期限が決められていることからして、それでもなお、請求人の責に帰すべきでない不測の障害等によって審査請求ができなくなる事情がある場合に例外を認めたものである。具体的には、自身・暴風雨等の自然現象や火災・交通の途絶等人為による異常な災害に起因する場合等と解される。本件審査請求は期間を経過しているところ、超過したことについて請求人の述べる事情は、正当事由に該当せず、不適法なものであるから却下する。 | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。 | 平成26.8.11 | 平成29.6.26 平成29.7.7 平成30.2.27 |
| 4 | 熊本県 | 鹿児島市の女性 | 令和2.11.11 | 水俣病 認定 | 却下 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、ただし書きの「正当な理由」とは、天災等による交通・通信の途絶など、通常人の注意をもってしては回避できないと認められる事由をいうものと解されている。本件審査請求は同項本文の定める期間を経過してから行われているところ、請求人の述べる請求期限を超過した理由は同項ただし書きにいう「正当な理由」には当たらないから、本件審査請求は不適法である。 | 審査請求人は本人。審査請求人は、水俣病に罹患したとして申請。 | 平成29.8.4 | 令和2.3.24 令和2.6.1 令和2.9.28 |

【公害健康被害の補償等に関する法律に基づく裁判】（大気系疾病）

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求年月日 | 指定疾病の区分及び審査請求の趣旨 | 裁判の概要 | 参 考 | | |
|---|------------|-----------|----------|---------------------|---|---|------------|--------------------------------------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への申請年月日 | 原処分年月日 再調査申立年月日 再調査申立に対する処分年月日 |
| 1 | 岡山県 倉敷市 | 岡山県倉敷市の女性 | 令和2.1.11 | 気管支ぜん息 障害補償費の不支給 | 却下 行政不服審査法第18条第1項は、「処分についての審査請求は、処分があったことを知った日の翌日から起算して3月（当該処分について再調査の請求をしたときは、当該再調査の請求についての決定があったことを知った日の翌日から起算して1月）を経過したときは、することができない。ただし、正当な理由があるときは、この限りでない。」と規定しており、ただし書きの「正当な理由」とは、天災等による交通・通信の途絶など、通常人の注意をもってしては回避できないと認められる事由をいうものと解されている。本件審査請求は同項本文の定める期間を経過してから行われているところ、請求人の述べる請求期限を超過した理由は同項ただし書きにいう「正当な理由」には当たらないから、本件審査請求は不適法である。 | 審査請求人は本人。審査請求人は、処分庁が障害補償費の支給を級外とした処分を不服として申請。 | - | 令和元.10.1 令和元.10.8 令和元.10.29 |

【石綿による健康被害の救済に関する法律に基づく裁決】

| | 処分庁 | 審査請求人 | 審査請求 年月日 | 指定疾病の区分 及び 審査請求の趣旨 | 裁決の概要 | 参 考 | | |
|---|----------------------------|----------------|-------------|-----------------------------------|---|---|----------------|-----------|
| | | | | | | 審査請求の概要 | 処分庁への 申請年月日 | 原処分年月日 |
| 1 | 独立行政 法人 環境再生 保全機構 | 滋賀県東近江市の男 性 | 令和元.6.28 | 著しい呼吸機能 障害を伴う石綿 肺 認定 | 棄却 請求人について、職歴からは大量の石綿へのばく露があった可能性が認められ、呼吸機能検査結果からは著しい呼吸機能障害が認められるものの、放射線画像からはじん肺法に定める第1型以上と同様の肺線維化所見は認められないことから、石綿肺とは判定できない。よって、原処分は相当である。 | 審査請求人は本人。 審査請求人は石綿を 吸入することにより指 定疾病（著しい呼吸機 能障害を伴う石綿肺） にかかったと認められ ない処分を不服として 申請。 | 平成 30.12.18 | 平成31.3.28 |